

家庭教育学級開設事業交付金交付申請書

年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

住所又は所在地 〒
厚木市

団体名
家庭教育学級開設委員会

委員長名 印

連絡先電話番号

次のとおり申請します。

1 事業の名称	家庭教育学級開設事業
2 開設場所	
3 申請金額	円
4 計画概要	
5 事業効果	
6 着手年月日	年 月 日
7 完成年月日	年 月 日
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 名簿

学習主題 テーマ		開設 回数	回
-------------	--	----------	---

第 回	実施日	/ () :	~ :
学習内容			
講師・助言者			
学習 形態	該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭教育の基礎的・基本的理解 <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣 <input type="checkbox"/> 安心安全 <input type="checkbox"/> 心身の健康や食育 <input type="checkbox"/> 体験活動・読書活動 <input type="checkbox"/> 人権・いじめ等課題解決	参加者 名 (大人 名、子 名)

第 回	実施日	/ () :	~ :
学習内容			
講師・助言者			
学習 形態	該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭教育の基礎的・基本的理解 <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣 <input type="checkbox"/> 安心安全 <input type="checkbox"/> 心身の健康や食育 <input type="checkbox"/> 体験活動・読書活動 <input type="checkbox"/> 人権・いじめ等課題解決	参加者 名 (大人 名、子 名)

第 回	実施日	/ () :	~ :
学習内容			
講師・助言者			
学習 形態	該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭教育の基礎的・基本的理解 <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣 <input type="checkbox"/> 安心安全 <input type="checkbox"/> 心身の健康や食育 <input type="checkbox"/> 体験活動・読書活動 <input type="checkbox"/> 人権・いじめ等課題解決	参加者 名 (大人 名、子 名)

全参加予定者数(人)

請 求 書

年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

下記金額を請求します。

請 求 金 額	¥	円
---------	---	---

ただし、令和 3 年度 家庭教育学級開設事業
交付金として

住所又は所在地 〒 _____
厚木市 _____

団 体 名 _____
家庭教育学級開設委員会

委員長名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

下記の口座に振り込み願います。

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	普通 当座	口座番号	
	フリガナ		
	名義人		

委任状

委任される者の

住所

氏名

私は、上記の者に令和 3 年度
家庭教育学級開設事業交付金の領収に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者

住所

氏名

厚木市

家庭教育学級開設委員会

委員長

印

家庭教育学級開設委員会規約

(名称)

第1条 この規約で定める開設委員会の名称は、_____ 家庭教育学級
開設委員会(以下「開設委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 開設委員会は、子どもたちの健やかな成長と心豊かな人間形成のため、教育の原点
である家庭教育の充実を図り、保護者等が学習する機会を提供することを目的とする。

(事業)

第3条 開設委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭教育学級事業の企画、立案
- (2) 関係機関等との協議、調整
- (3) その他、開設委員会の目的達成のため、必要と認めた事項

(組織)

第4条 開設委員会は、別表1に定める者をもって組織する。

(役員)

第5条 開設委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 _____人
- (3) 会計 _____人

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合は、補欠委員を選任することができる。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員再任は、妨げない。

(会議)

第7条 開設委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要に応じて開催する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第8条 開設委員会及び家庭教育学級開設事業の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 開設委員会及び家庭教育学級開設事業の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

1 本会則は、令和_____年_____月_____日から施行する。

別表 1

家庭教育学級開設委員会名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	委 員 長		
2	副 委 員 長		
3	会 計		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

家庭教育学級開設事業交付金の一括交付依頼書

家庭教育学級開設事業については、子どもたちの健やかな成長と心豊かな人間形成のため、「教育の原点」である家庭教育の重要性について、改めて保護者に学習する機会を提供することを目的に開催する事業で、交付金はその事業費に充てております。

よって、事業の趣旨を踏まえ、交付金については、事業実施前の交付決定後に一括交付をお願いいたします。

家庭教育学級開設委員会

委員長
